

高校生活の心得

R 6 ・ 1 ・ 1 8

(校則制定の背景)

本校では、生涯にわたり、人間としての成長と発達を続けていく基盤となる力を養うとともに、社会の有為な形成者としての資質の育成を図るため、次の教育目標を設定しています。

生命の尊重を第一に、健康と安全に留意して高校生としての本分を全うし、教育目標を達成することができるよう、ここに高校生としての心得をまとめました。しっかりと内容を理解し、充実した学校生活を送ることができるよう、心掛けてください。

○教育目標

校訓「篤志」

深く考え、学びつづける人となる。

努力をつづけ、たくましく生きぬく人となる。

礼儀正しく、心豊かな、いのちをいつくしむ人となる。

○日課表

												通年
月・水曜日	予鈴	ST	第1限	第2限	第3限	第4限	昼放課	第5限	第6限	第7限	一斉清掃	終礼
	8:35	8:40	8:50	9:50	10:50	11:50	12:40	13:20	14:20	15:20	16:15	16:30
		∩	∩	∩	∩	∩	∩	∩	∩	∩	∩	∩
火木金曜日	予鈴	ST	第1限	第2限	第3限	第4限	昼放課	第5限	第6限	第7限	一斉清掃	終礼
	8:35	8:40	8:50	9:50	10:50	11:50	12:40	13:20	14:20	15:15	15:30	
		∩	∩	∩	∩	∩	∩	∩	∩	∩	∩	
		8:50	9:40	10:40	11:40	12:40	13:15	14:10	15:10	16:10	16:25	16:35
		8:50	9:40	10:40	11:40	12:40	13:15	14:10	15:10	15:25	15:35	

校舎開錠 7:30 (早朝課外のある日は、7:15)

校舎施錠 17:00

1 登下校について

(1) 登下校

交通ルールを遵守し、危険予知に心がけ、時間と心にゆとりを持った登下校に努める。

登下校の方法は、公共交通機関の利用、徒歩、自転車を原則とする。服装は、制服の着用を原則とする。

(2) 交通事故にあったとき

直ちに保護者・警察・学校に連絡をする。

軽微なけが、あるいは、接触程度の場合でも、お互いの住所・氏名・連絡先の確認をする。

(3) 保護者等による自家用車の乗り入れについて

登下校は、公共交通機関等の利用を原則とする。やむを得ず、校内に車両を乗り入れる場合には、「十分な徐行」と「危険予知」に努めて走行する。

2 欠席・遅刻・早退・忌引き等について

(1) 学校への連絡

正当な理由なく欠席、遅刻、早退、欠課をしない。

欠席・遅刻する場合の連絡方法は、保護者からの絆ネットの登録もしくは電話を原則とする。なお、考査中は、絆ネットの登録の利用を避け、電話連絡をし、学校からの諸連絡を受ける。メールの場合は8時20分、電話の場合は8時30分までに行う。

(2) 遅刻（5分前登校指導と本遅刻）

ア 5分前登校

8時35分チャイム終了までに昇降口を通過する。

イ 本遅刻

8時40分チャイム終了までに教室に入れないとき（登校していても入室が遅れた場合を含む）が対象となる。

職員室で手続きを行い、遅刻届を教科担任に提示して、入室許可を得る。

ウ 度重なる遅刻をした者は、学年会・生徒指導部の指導がある。その際、状況に応じては、保護者に来校を依頼することもある。

(3) 早退

早退する場合は、担任の許可を得る。

健康上の理由の場合は、養護教諭の指導に従う。

家に着いたら、学校への電話連絡を可能な限り保護者に依頼する。

(4) 忌引

次の日数の範囲内とする。欠席扱いとはならないが、授業は欠課の扱いとなる。

ア 父母の死亡…………… 7日

イ 兄弟姉妹、祖父母の死亡…………… 3日

ウ おじ、おば、曾祖父母の死亡…………… 1日

エ 父母の法事…………… 1日

(5) 出席停止

次の場合は、欠席扱いとはならないが、授業は欠課の扱いとなる。

ア 感染症に罹患した場合

（該当する感染症については、本校HPにある感染症一覧を参照する。）

（後日、本校HPにある様式を利用して「出席停止届」を提出する。）

イ 大学受験及び就職試験の場合

ウ 交通途絶・災害発生時

エ 校長が命じた場合

オ ラーケーションの日（1週間前までに手続きをする。）

3 携帯電話等について

朝のST～帰りのST間は、電源を切ってカバンの中にしまう。ただし、教科担任の指示によって使用が認められた場合は除く。

4 アルバイトについて

アルバイトは原則として行わない。ただし、家庭の事情等によりどうしても必要な場合は、保護者を通じて担任に相談する。やむを得ないと判断する場合、保護者の承諾を得た上で、担任に申し出、学年会・生徒指導部で審議する。

5 交通安全について

交通規則を遵守し、交通安全に努める。通学に自転車を利用する生徒は、「6 自転車通学時の留意点」に従う。

在校中は自動車運転免許証（原付免許を含む）を取得しない。ただし、第3学年の進路決定者については、本校の定める条件を満たした者から、順次、自動車学校への入校を認める。ただし、免許証取得は、卒業式以降とする。

「四ない運動」（「バイクの免許を取らない」「バイクを買わない」「バイクに乗らない」「バイクに乗らない」「バイクに乗せてもらわない」）の励行に努める。

6 自転車通学時の留意点について

(1) 基準

- ア 車輪やハンドルは普通の大きさ、型のものとする。
- イ 自転車許可証を車体に貼る。
- ウ 両足スタンドのものが望ましい。

(2) 交通安全

- ア 以下の項目は道路交通法上の禁止事項であり、特に注意する。
 - (ア) 傘さし運転
 - (イ) 二人乗り
 - (ウ) 並列進行
 - (エ) イヤホン等を装着しての運転
 - (オ) スマホ利用等のながら運転
 - (カ) 危険行為（一旦停止義務違反、速度超過等）
 - (キ) その他、上記項目以外の交通規則に反すること。

イ 以下の項目を遵守する。

- (ア) 早めの夕方点灯
- (イ) 指定通学路
- (ウ) (2)アを含む道路交通法

ウ 指定通学路

国道一号線の「瀬上」の交差点を横断せず、信号機のある「瀬上北」の交差点を利用する。また、「瀬上北」の交差点から本校までの間は、国道一号線の歩道を利用する。（豊橋北部中学校の南側の道路の通行を避ける。）

エ その他

- (ア) 定期的に自転車の安全点検を実施する。
- (イ) 自転車は、校内の自転車置き場の所定の位置に置く。
- (ウ) 公道以外の私有地（駐車場等）を通行しない。
- (エ) ヘルメット着用の努力義務への理解を深め、安心・安全な登下校に心掛ける。
- (オ) 自転車損害賠償保険に加入する。（条例による義務）
- (カ) 上記の項目の度重なる違反者については、一定期間の自転車通学禁止になることもある。

7 身だしなみについて

簡素端正な着衣により、品位を保つようにし、以下の規定を守り、生徒証を携帯する。本校指定制服を着用する。更衣期間は設けないが、気候に合ったものを着用する。どの着こなしであっても下記のとおり正しく着用する。また、式典等で指示のある場合は、この限りではない。理由があり、異装を希望する場合には、学校の許可を受ける。

【服装規定】

(1) 制服

- 冬服……標準的な詰襟学生服。校章入りボタンと学年章。
ズボン^{（ズボン）}は黒の標準型。
または
本校指定のブレザー・ベスト・ブラウス・スカート・スラックス・リボン。
（ブレザーを着用する場合には、ベストも着用する。）
- 夏服……本校指定の半袖または長袖開襟シャツ。胸ポケットに学年色の校章マーク。
または
本校指定のベスト・ブラウス（半袖・長袖）・スカート・スラックス。
（開襟の半袖・長袖のブラウスを着用した場合は、リボン不要）

- (2) 靴下 無地で華美でないもの。ストッキング等も同様。レッグウォーマー等は着用しない。
- (3) スリッパ 本校指定のもの。学年色の指定。
- (4) 通学バック 安全に留意したもの。
- (5) 通学靴 運動靴または短靴。ブーツ・サンダル等は着用しない。
- (6) 防寒具 無地を基調とし、安全に留意したもの。
本校指定の上衣の下のセーター・カーディガン等は、黒または紺色。
室内では、詰襟学生服・ブレザーの上の防寒着の着用は避ける。
- (7) 頭髪 清潔な頭髪を心掛ける。パーマ・カール、着色、脱色、エクステ等の加工はしない。
- (8) その他 装飾・奇抜な身なり等を行わない。

8 特別指導について

法律に反する行為や本校のルールを著しく逸脱する行為に関しては、校長による「特別指導（校長訓戒・謹慎等）」を保護者同席にて行う。また、学校教育法施行規則第26条に基づく懲戒を行う場合もある。

法律に反する行為に加え、具体的には、以下のような行為が指導の対象となる。

悪質ないじめ、いやがらせ、SNSの不適切使用、誹謗中傷、盗撮、窃盗、恐喝、暴力・傷害行為、器物破損、飲酒、喫煙、考査不正行為、無断免許取得、無断アルバイト、授業妨害、暴言、不適切な遊戯場への出入り、これらの行動に同席、行動の改善が見られない場合 等

○ 改定規定

本心得の改定については、生徒・教職員・PTA・地域等の意見・要望等を参考に、必要諸会議を経て、校長が決定し、改定後は本校ホームページに掲載する。